

平成 2 8 年度事業報告書

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

一般財団法人知的財産研究教育財団

平成 28 年度事業報告書

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

I. はじめに

平成 28 年度は、一般財団法人知的財産研究所と一般社団法人知的財産教育協会の合併による新たな財団、一般財団法人知的財産研究教育財団の初年度でした。

これまでも両団体は、知的財産戦略本部をはじめ、政府が策定する知的財産政策の一助となるよう、知的財産の研究・教育に関する事業を推進してきました。

平成 28 年度も、知的財産研究所では、AI を活用した創作や 3D プリンティング用データの保護の在り方、国境をまたいだ侵害行為に対する権利保護など、政府が検討を進める第 4 次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関連する調査研究を実施しました。

知的財産教育協会では、知的財産推進計画 2016 において知的財産管理技能検定が推奨され、安定した受験者数を確保しつつ着実に検定事業を実施したほか、政府が設置した知財創造教育推進コンソーシアムにも参画し、知財人材育成のために貢献して参りました。

今回の合併は、研究と教育を両輪として、今まで培った知恵と経験を重ね合わせるにより、合併のシナジー効果を発揮し、新たな分野の仕事を生み出すことにより、知的財産制度の変革・発展・教育に一層意欲的にチャレンジしようとするものです。

平成 28 年度は、こうした観点から、定期的な連絡会を開催し、会計業務の統合、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画の策定など、合併に伴う新たな体制整備に取り組み、更に、会員サービスの相互乗り入れを実施したほか、両部門が発行する季刊誌を統合し、財団としての新雑誌「IP ジャーナル」を発行する準備を進めました。

Ⅱ．決算の概況

平成２８年度の当財団の決算の概況は、事業規模が合併により約７億４千万円に拡大し、また、当期経常増減額については、約３５百万円の黒字となりました。当期経常増減額の黒字の主な要因としては、平成２７年度に竹田弁護士から請け負いました調査研究事業の収入が平成２８年度に計上されたこと、知的財産管理技能検定事業の収入が伸びたこと、及び経費の削減に努めたこと等があります。

Ⅲ. 各種事業の実施状況

〔知的財産研究所関係〕

1. 知的財産調査研究事業（特許庁等からの請負事業）

本事業は、知的財産制度や運用等に関する諸問題について、国内外の精度の現状や課題等を調査し、国際的調和や適切な権利保護等の観点から研究を行うことを目的とした中核事業です。

平成28年度は、これまでと同様に、特許庁等からの公告に対し積極的に応札し、「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究」等9本（別表1参照）の調査研究を請け負い、全て納品し、完了しました。

また、平成27年度に竹田稔弁護士から請け負いました「医薬発明の保護と国民（広くは人類）の生命・健康の維持に関する国内法的及び国際法的諸問題に関する調査研究」については、平成28年6月で委員会での検討を終了し、本委員会の報告をまとめた論集を発行し、平成29年3月10日にシンポジウムを開催しました。

2. 知的財産研究推進・拠点事業

（1）産業財産権研究推進事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、国内外の研究者に産業財産権に関する研究を行わせることにより、設計・構築を推進するとともに、当該研究を通じて我が国・諸外国の産業財産権制度に精通した研究者を輩出することを目的としています。

<平成26－28年度事業>

平成28年6月17日、特許庁に研究成果報告書を提出しました。

<平成27－29年度事業>

2名の特別研究者及び7名の招へい研究者を招へいし、4名の派遣研究者を海外研究機関へ派遣しました。（別表2参照）

<平成28－30年度事業>

平成29年度の特別研究者、招へい研究者及び派遣研究者を選定しました。

（2）知的財産保護包括協力推進事業（特許庁からの受託事業）

本事業は、中国政府機関・研究機関と連携して、産業財産権制度及び運用の適正化に資する共同研究や提言を行い、中国の法制度及

び運用の改善を促すことを目的とするものです。

平成28年度は、以下の3回の会議を実施し、3つのテーマについて、それぞれ日中の研究者が研究を行いました。（別表3参照）

- ・平成28年7月23日、24日に、北京において、これらの問題について研究者が基本認識や課題を提示する第一回研究者会議、日中の職務発明についてのワークショップを開催
- ・平成28年10月21日、22日に、東京において、中国専利法改正案についての意見交換会、各テーマについての第二回研究者会議を開催
- ・平成29年1月7日、8日に、北京において、研究成果のとりまとめを行う第三回研究者会議、中国の知財関係者に向けた成果発表を行う意見交換会を開催

3. 知的財産情報発信等事業

平成28年度も、国内外の知的財産に関する最新情報の収集及び提供、知財関係の人材の育成、出版、セミナーの実施、データベースの構築等を通じて賛助会員をはじめとした知財関係者に広く貢献してまいりました。

（1）知的財産に関する情報の収集・提供

平成28年5月18日、平成27年度に実施した「知財訴訟に関する諸問題の法的検討に関する調査研究」等について、成果報告会を開催しました。

平成28年10月、賛助会員（法人会員）向けサービスとして、研究所のホームページに「賛助会員（法人会員）のサイト」を開設しました。

特許統計研究の一層の普及・促進を図ることを目的として整理標準化データを基に特許統計分析用に開発されたDBであるIIPパテントデータベースのアップデートを実施中です。

また、海外の知的財産に関する文献等の収集を行うとともに、ワシントン事務所を通じた米国情報の提供等を行いました。

（2）IIP知財塾

IIP知財塾は、企業、弁護士、弁理士、特許庁から若手人材を募り、裁判所からもオブザーバーの参加を得て、制度の在り方について大

所高所から提言できる人材を育成する塾です。

平成２８年度は６月８日以降、第１０期知財塾を、企業、弁護士、弁理士、特許庁審査官からなる計２０名の塾生を迎え、また、３名の知財高裁・地裁の裁判官にもオブザーバーとして参加いただき、実施してきました。

（３）出版事業

平成２８年度は、引き続き、知的財産分野の研究成果等を発信するため季刊誌「知財研フォーラム１０５号～１０８号」を発刊し、その中で「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの今後」等の特集を組み、賛助会員をはじめ関係者の皆様に、有益な情報を伝えてまいりました。

竹田稔弁護士から請け負いました研究の成果として、論集「医療と特許」を発行しました。

また、平成２７年度に政府から請負又は委託した事業の成果を収録したCD-ROMを作成、発売しました。

（４）セミナー事業

平成２８年度においては、５回のセミナーを開催し、知的財産に関する情報を提供し、参加者から好評を得ました。（別表４参照）

今後も、知的財産に関する最新情報を発信するため、国内外の有識者を招いて各種セミナーを開催し、賛助会員をはじめとして広く一般に最新の知的財産動向に関する情報を提供してまいります。

竹田稔弁護士から請け負いました研究の成果として、平成２９年３月１０日に、明治大学知的財産法政策研究所と共催で、シンポジウム「医療と特許～医薬特許発明の保護と国民の生命・健康維持のための制度的寄与」を明治大学にて開催しました。

（５）国際交流の推進

平成２９年１月１６日、中国の国家知識産権局の直属機関である中国国家知識産権局知識産権発展研究センターと研究交流協定書を締結しました。この締結により、中国の知財戦略、知的財産に関する法律や政策及び実務について情報交換がなされ、それにより両者の研究活動の一助となることが期待されます。

今後も、研究協力協定を締結した海外研究機関をはじめとする諸

外国の機関との情報交換や人的交流を推進し、ネットワークの強化や海外情報収集などを行ってまいります。

4. 図書館運営事業（公益目的支出計画実施事業）

平成28年度においても、知的財産分野を中心に収集した国内外の文献を広く一般への閲覧に供し、知的財産の研究等に資してまいりました。

また、図書館利用者へのサービスの改善として、これまで担当者不在のときは、図書館を月2日程度閉館としていましたが、平成28年9月からこの措置をなくし、平日は全日開館としました。

〔知的財産教育協会関係〕

1. 知的財産管理技能検定事業

知的財産管理技能検定は、平成16年から民間検定として、平成20年からは国家試験としてこれまで実施されてきております。社会人を中心に大学生の受検なども順調に進んでおり、平成28年度の検定（7月、11月、3月の計3回）の受検者数は、32,526人となりました（前年度比98%）。これまで過去数年の受検者数についても年間3万人を超えて安定して推移しているといえます。（別表5参照）

また、合格者である知的財産管理技能士も延べ78,282名（平成29年3月現在）に達しています。（別表6参照）

2. 知的財産管理技能士会事業

知的財産管理技能検定の合格者の知識と技能の維持向上のための活動で、会員向けの研修、交流会の実施、研究会活動などを行っております。

平成29年3月時点での会員数は1,703人となっており、増加傾向にあります。（別表7参照）

また、定期的に約2万8千名（平成29年3月現在）の知財技能士を対象としてメールマガジンを発行し、情報発信を行っています。

3. 知的財産教育関連事業

知的財産管理技能検定公式テキストの監修、経営と知財を架橋する人材を育成・認定する「知的財産アナリスト認定講座（特許、コ

ンテンツ)」、JAXA（宇宙航空研究開発機構）等からの調査等委託事業、大学等の知的財産講座のコンサルティング及び講師派遣、中小企業の実態調査や役立つ情報の発信を行う「中小企業センター」、ファッションに関する保護制度の研究を行う「Fashion Law Institute Japan」などの業務を実施しました。

〔その他〕

宮城教育大学附属中学校の「神奈川・東京総合学習」に協力し、平成28年5月9日に、3年生5名の生徒を受け入れました。

跡見学園女子大学の「ATOMI アカデミック・インターンシップ」に協力し、平成28年8月22日から9月2日まで、2名の学生を受け入れました。

IV. 総務関係

1. 理事会、評議員会等

(1) 第1回理事会（平成28年4月1日）

新法人の代表理事として大森陽一理事長及び棚橋祐治副理事長を、業務執行理事として杉光一成専務理事を新たに選定しました。なお、中山信弘代表理事・会長と三平圭祐常務理事は新法人の代表理事・会長、常務理事として留任しました。

(2) 第2回理事会（平成28年6月6日）

平成27年度事業報告及び決算について承認しました。

(3) 平成28年度定時評議員会（平成28年6月24日）

平成27年度決算を承認し、理事及び監事を選任しました。

(4) 第3回理事会（平成28年7月1日）

平成28年6月30日付けで退任した大森陽一理事長の後任として、平成28年7月1日付けで新理事長に土井俊一理事を選定し、また、大森陽一前理事長については、同日付けで顧問に委嘱することが決議されました。

(5) 第4回理事会（平成29年3月8日）

平成29年度事業計画及び予算について承認しました。

2. 事業連携の推進

(1) 連絡会の開催

平成28年4月以降、財団の両部門の連絡会を定期的に行い、相互の情報交換、意見交換を行い、事業連携を進めてきました。

(2) 会計処理の統一

財団の両部門の会計処理について、公認会計士の意見を聴取し、相互に調整のうえ、統一した会計処理規程を制定しました。

(3) 会員サービスの相互乗り入れ

平成28年10月に、両部門が実施する会員サービスの相互乗り入れによる割引を実施しました。

具体的には、知的財産研究所の賛助会員（法人会員、準法人会員、学校会員）向けに協会の季刊誌「IPマネジメントレビュー」、知的財産管理技能検定公式テキスト及び知的財産アナリスト認定講座の割引を、知的財産教育協会の知的財産管理技能士会員向けに研究所の季刊誌「知財研フォーラム」、セミナー、調査研究報告書CD-ROMの

割引を実施しました。

3. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定

平成28年9月30日付けで、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定しました。

1つ目の目標である「育児している職員が短時間勤務で働ける子供の年齢を引き上げる」については、平成29年1月1日付けで、育児・介護休業に関する規程を改正し、対象となる子供の年齢を小学3年生まで引き上げました。

4. 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定

平成28年9月30日付けで、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定しました。

別表 1 知的財産調査研究事業の実施状況（契約件名）

1	「商標の識別性に関する課題（『認証・証明マークの保護』及び『商標の定義』の観点から）についての調査研究」
2	「特許法施行令第2条第2号に規定する再生医療等製品、体外診断用医薬品等に係る特許権の保護の現状及び課題等に関する調査研究」
3	「AIを活用した創作や3Dプリンティング用データの産業財産権法上の保護の在り方に関する調査研究」
4	「ネットワーク関連発明における国境を跨いで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究」
5	「中小企業等に対する料金減免制度を中心とした支援施策に関する調査研究」
6	「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願に関する手続の情報収集作業」
7	「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査」
8	「企業等における新たな職務発明制度への対応状況に関する調査研究」
9	「主要国における標準必須特許の権利行使の在り方に関する調査研究」

別表 2 知的財産権研究推進事業の実施状況（研究者と研究テーマ等）

①特別研究者事業	
袁媛 （華東師範大学 準教授）	「中国企業の対外 M&A とイノベーション活動の実態－特許データを用いた実証分析」
村本顕理 （京都大学大学院経済学研究科 博士課程）	「イノベーションを促進する企業の報酬制度と特許制度について」
②派遣研究者事業	
竹部晴美 （京都府立大学 准教授）	コーネル大学ロースクール
	「特許侵害訴訟における証拠開示と営業機密不開示を求める保護命令－特にEディスカバリー時代の対応について－」
中村健太 （神戸大学経済学部 准教授）	マックスプランク・イノベーション・競争研究所
	「商標権の実証分析:イノベーション指標としての利用可能性と企業成果への効果」

平井祐理 (東京大学政策ビジョン研究センター 客員研究員)	パデュー大学、テクノロジーリーダーシップ&イノベーション
	「特許における意味の付与と特許活用に関する実証研究」
山口敦子 (知的財産研究所 特別研究員)	マックスプランク・イノベーション・競争研究所
	「EUにおける統一知的財産権に関する研究：国際私法の観点から」
③招へい研究者事業	
ジェレミー・シェフ (セントジョンズ大学 IP 法センター長)	「日本国特許庁商標データセット：初の分析」
	6月20日～8月6日(7週間)
リュウ・インリアン (北京大学法学部知的財産法教授)	「特許審査及び特許訴訟制度の研究」
	6月30日～9月1日(2か月)
ケリ・ラーソン (ハンケンスクールオブエコノミクス Ph.D 候補)	「特許権付与後異議申し立て制度に関する日米比較研究」
	6月27日～8月20日(2か月)
マッテオ・ドラゴニー (スタンフォード大学ロースクール LLM 候補)	「ソフトウェア特許を中心とした特許適格性の比較研究」
	8月22日～11月19日(3か月)
ダンパット・ラム・アガルフル (インド国際貿易研究所所長)	「特許権の国際消尽と並行輸入：インドと日本の比較研究」
	11月14日～2月11日(3か月)
フ・ジンジン (北京大学ロースクール Ph.D 候補)	「特許権侵害による損害賠償額と競争の連携－日本、ドイツ、米国、中国の比較研究」
	7月19日～2月18日(7か月)
フェデリカ・バルダン (アントワープ大学、Ph.D 候補)	「知的財産専門裁判所における司法の一貫性：日本と欧州の比較分析」
	9月20日～2月4日(4.5か月)

別表 3 知的財産保護包括協力推進事業の実施状況（研究テーマと研究者）

テーマa. 「知財訴訟に関する比較研究（特許を中心に）」	
高倉成男教授（明治大学） 中山一郎教授（國學院大学）	吳漢東教授（中南財經政法大学） 管育鷹教授（社会科学院） 李菊丹副教授（社会科学院）
テーマb. 「不使用商標に関する研究」	
小塚莊一郎教授（学習院大学）	李明徳教授（社会科学院） 彭学龍教授（中南財經政法大学）
テーマc. 「人材育成に関する研究」	
菊池純一教授（青山学院大学）	曹新明教授（中南財經政法大学） 熊琦教授（中南財經政法大学） 陳愛華講師（重慶大学）

別表 4 セミナー事業の実施状況（公演日、講演タイトルと講演者）

「米国におけるソフトウェア特許の権利化・行使環境下での中間処理対応策」 （平成 28 年 4 月 22 日） 講師： 吉田健一郎（Yoshida & Associates, LLC パートナー）
「中国で如何に適切な特許の保護範囲を確保するか」（平成 28 年 5 月 20 日） 講師： 劉軍（リュウ グン）（Beijing EAST IP Ltd. 日本特許部 部長 中国弁理士 特定侵害訴訟代理人）、金美蓮（キン ミレン）（中国弁理士 行政訴訟代理人）
「Brexit～現在の状況に関する報告と欧州単一特許制度への影響並びにそれからの予想される欧州の知財戦略への影響について」（平成 28 年 9 月 9 日） 講師： Christian Wende（DTS Patent and Trademark Attorneys パートナー、ドイツ特許弁理士、欧州特許弁理士、欧州商標弁理士）
「ASEAN 地域における最新の知財情勢と今後の方向性」（平成 28 年 11 月 18 日） 講師： 高田元樹（ジェトロバンコク事務所 知的財産部長）、澤井容子（同事務所 知的財産専門家）
「米国 Post Grant Procedure の効果及び米国特許庁パイロットプログラムの有用性について」（平成 29 年 1 月 24 日）

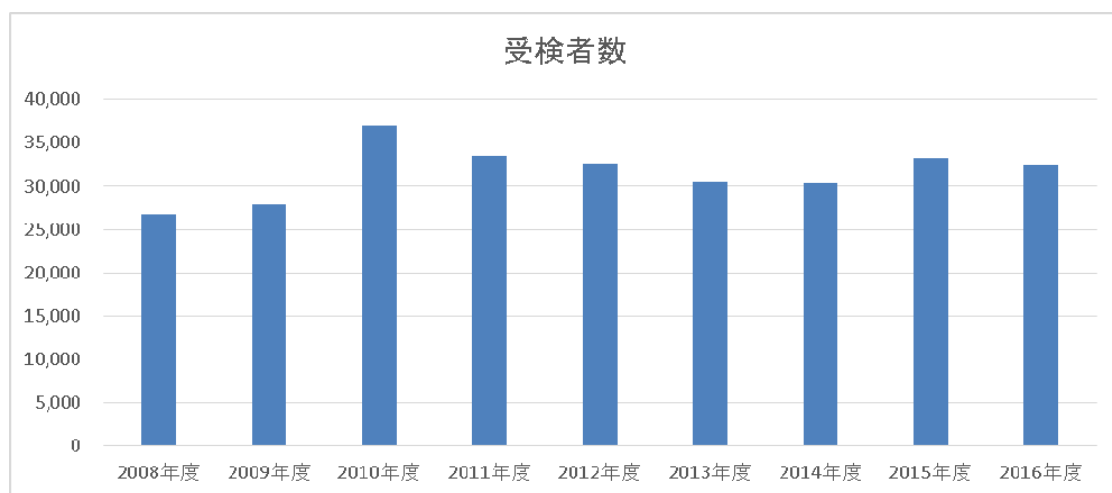
講師： William J. Cass(米国法律事務所 Cantor Colburn LLP パートナー)、
Daniel P. Lent(同)

明治大学知的財産法政策研究所との共催シンポジウム

「医療と特許～医薬特許発明の保護と国民の生命・健康維持のための制度的
寄与」(平成 29 年 3 月 10 日)

講師： 松任谷優子(大野総合法律事務所 弁護士)、中山一郎(國學院大學
法科大学院教授)

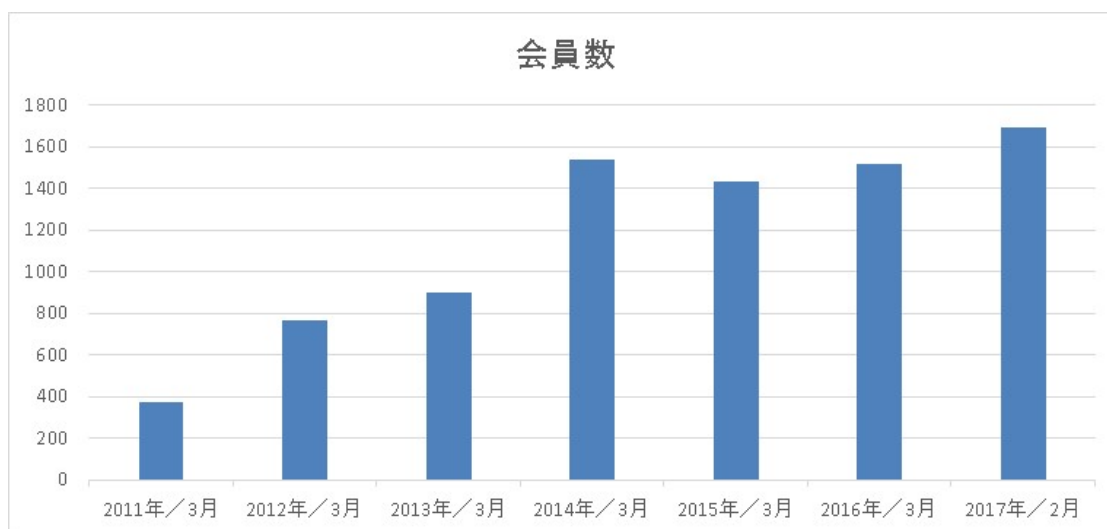
別表 5 知的財産管理技能検定受検者数の推移



別表 6 知的財産管理技能士数（平成 29 年 3 月末日現在）

一級知的財産管理技能士(特許専門業務)	1,627 名
一級知的財産管理技能士(コンテンツ専門業務)	276 名
一級知的財産管理技能士(ブランド専門業務)	150 名
二級知的財産管理技能士(管理業務)	27,995 名
三級知的財産管理技能士(管理業務)	48,234 名
合計	78,282 名

別表7 知的財産管理技能士会員数（平成29年3月現在）



附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項なし。